

会津若松市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(令和2年12月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、会津若松市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を、下水道用マンホール蓋の作成以外の目的で使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めるものとし、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の著作権は、会津若松市上下水道局（以下「市上下水道局」という。）に属する。

(使用の許可)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市上下水道局及び関係機関が使用するとき。
 - (2) 報道機関が報道または広報を目的に使用するとき。
 - (3) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
 - (4) 市上下水道局が発注する事業において利用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。
- (1) 市上下水道局の信用または品位を害するものと認められるとき。
 - (2) 本市下水道のイメージを損ない、または正しい理解の妨げになるとき。
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
 - (4) 法令もしくは公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 特定の個人、法人・団体、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) デザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (7) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、またはそのおそれがある

ると認められるとき。

- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するものに使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (9) 消費者金融または高利貸しにかかるものに使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、管理者が適当でないと認めたとき。
- 3 管理者は、前項の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可したときは会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可通知書（第 2 号様式）により、不許可としたときは会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用不許可通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 4 管理者は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第 5 条 デザインの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された内容にのみデザインを使用し、使用に関するすべての事項について市上下水道局の指示に従うこと。
- (2) 当該使用許可に係る権利または義務を第三者に譲渡し、継承し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた形状等を正しく使用し、デザインの一部または全部の改変をしないこと。ただし、管理者が認める場合は、一部を変更することができる。
- (4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) デザインを使用した物品、商品、製作物、宣伝または広告等（以下「物品等」という）には、「©会津若松市下水道」と明記すること。
- (6) 第 1 条に定める目的を達するため、物品等は会津若松市内において一定の流通、販売または広報等を行うこと。

（使用期間）

第 6 条 デザインの使用期間は、1 回の申請につき 1 年以内とする。ただし、更新を妨げない。

（使用料）

第 7 条 デザインの使用料は、無料とする。

（許可内容の変更）

第 8 条 使用者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可申請書（第 4 号様式）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請に基づく変更を適当と認めるときは、会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可通知書（第5号様式）により、使用することを不相当と認めるときは会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更不許可通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の許可の基準については、第4条第2項の規定を準用する。

（使用の報告）

- 第9条 使用者は、デザインを使用して作成した物品等が完成したときは、速やかに物品等を1部提出しなければならない。ただし、物品等の提出が困難であるときは、その形状等の分かる写真をもって、物品等の提出に代えることができる。
- 2 前項の規定は、前条の規定により変更許可を受けて物品等を作成したときに準用する。

（実績の報告）

- 第10条 デザインの使用期間満了後は、ただちに会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

- 第11条 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可（第8条の変更の許可をしたときは、当該変更に係る許可）を取り消すものとする。
- （1）第4条第2項各号のいずれかに該当する事由が判明したとき。
 - （2）第5条各号の遵守事項に違反していると認められるとき。
 - （3）偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 管理者は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、会津若松市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可取消通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
 - 4 管理者は、許可を取り消された者に対し、期限を設けてデザインを使用した物品等の回収等を求めることができる。
 - 5 管理者は、使用許可の取消しを受けた者が、取消し後に行った使用許可の申請について、必要と認める期間、使用を許可しないことができる。

（責任の制限）

- 第12条 市上下水道局は、前条の規定により使用許可の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、物品等について、第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに管理者に通知するとともに、自らの責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

(損害賠償等)

第13条 前条第1項に規定するもののほか、デザインの使用を許可した使用者に損害が生じた場合であっても、市上下水道局は一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、デザインを使用した物品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において解決するものとする。
- 3 使用者は、デザインの使用に際して故意または過失により市上下水道局に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市上下水道局に賠償するものとする。

(権利設定の禁止等)

第14条 使用者は、デザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録してはならない。

- 2 この要綱による使用許可は、使用者が独占してデザインを使用する権利を与えるものではなく、また、物品等について市上下水道局が推奨するものではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別図（第2条関係）

（1）汚水マンホール蓋（会津若松市）



（2）汚水マンホール蓋（旧北会津村）



（3）汚水マンホール蓋（旧河東町）

